

## 都市景観形成助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号。以下「条例」という。）第31条の規定により、都市景観形成地区の区域内において、優れた都市景観の形成に著しく寄与すると認められる行為のうち市長が特に必要と認めた行為に関し、助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(助成の種類等)

第2条 助成の種類及び助成の対象となる行為（以下「助成対象行為」という。）は、別表第1のとおりとする。

(助成の要件)

第3条 別表第1に定める建築物修景助成、工作物修景助成、広告物等修景助成における助成対象行為は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 都市景観形成地区の区域内で行われるものであること。

(2) 景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項又は屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（以下「行為の制限」という。）に適合するものであること。

(3) 優れた都市景観の形成に著しく寄与すると市長が認めたものであること。

2 別表第1に定める建築物等除却助成における助成対象行為は、前項第1号の要件を満たすとともに、第1号及び第2号の要件又は前項第3号の要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 除却工事の対象となる建築物等が、景観計画に定める行為の制限に明らかに適合していないものであること。

(2) 市長の要請により、除却工事を行う者に特別の負担を負わすものであること。

(助成を受けることができない者)

第3条の2 助成を受けようとする者が、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者または同条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、助成を受けることができないものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内で、助成の種類に応じ、別表第2に定める

ところによる。

2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内の助成対象行為に対する助成金の額の合計は、200万円を超えないものとする。

(交付の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、助成対象行為の契約締結までに、都市景観形成助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請をしなければならない。ただし、第2条に定める建築物等除却助成を受けようとする場合は、第1号に掲げる書類を除く。

- (1) 設計図書
- (2) 工事費積算書
- (3) 現況写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の申請の内容を審査し、助成を行うべきものと決定したときは都市景観形成助成金交付決定通知書（第2号様式）により、助成を行うに適しないと認めたときは都市景観形成助成却下通知書（第3号様式）により、申請をした者にその旨を通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により交付決定通知を受けた者（以下「助成対象行為者」という。）は、第5条の規定により申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市景観形成助成変更申請書（第4号様式）に変更の内容がわかる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、助成対象行為の内容に影響を及ぼさない軽微な変更の場合は、この限りでない。

(変更承認の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは変更を承認し、都市景観形成助成変更承認通知書（第5号様式）により、適しないと認めたときは都市景観形成助成変更却下通知書（第6号様式）により、助成対象行為者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成対象行為者は、助成の申請を取下げるときは、第11条の規定による助成対象行為完了報告書を提出するまでに都市景観形成助成取下届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(着手届の提出)

第10条 助成対象行為者は、助成対象行為に着手したときは、着手届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、交付決定通知日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、助成対象行為者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(完了報告書の提出)

第11条 助成対象行為者は、助成対象行為が完了した場合、助成対象行為完了報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 支払明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、助成対象行為が完了した日から起算して30日を経過した日までに提出しなければならない。ただし、助成対象行為者が当該期間内に提出しないことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

(助成金の額の確定の通知)

第12条 市長は、前条の規定による助成対象行為完了報告書を受理したときは、報告の内容を審査するとともに、必要に応じて現地確認を行い、助成金の額を確定し、その旨を都市景観形成助成金確定通知書(第10号様式)により、助成対象行為者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 前条の通知を受けた助成対象行為者は、速やかに都市景観形成助成金請求書(第11号様式)により助成金の交付を請求するものとし、市長は、請求書の提出があったときは、助成対象行為者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第14条 市長は、助成対象行為者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に基づき提出された申請書等の内容が虚偽であったとき。
- (2) 助成対象行為者が法令に違反する行為を行ったとき。
- (3) 助成対象行為者が第5条の申請をしたときに、第3条の2に該当していたことが判明したとき。
- (4) 第9条の規定による都市景観形成助成取下届を受理したとき。
- (5) 第10条第2項の規定による期間内に着手届が提出されなかったとき。
- (6) 第11条第2項の規定による期間内に助成対象行為完了報告書が提出されなかったとき。
- (7) その他、市長が助成金の交付を不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場

合においては、速やかにその旨を都市景観形成助成取消通知書（第12号様式）により当該助成対象行為者に通知するとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が支払われている場合においては、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（助成対象行為者の義務及び処分の制限）

第15条 助成対象行為者は、助成を受けた建築物等を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 助成対象行為者は、この要綱による助成を受けて除却を行った都市景観形成地区において、新たに建築物を新築する場合、工作物を新設する場合並びに広告物を表示する場合及び広告物を掲出する物件を設置する場合にあっては、景観計画に定める行為の制限に適合させなければならない。

3 市長は、助成対象行為者が第1項又は第2項の義務に違反したときは、当該助成金の返還を求めることができる。

4 前項の規定により、助成金の返還を求める場合には、速やかにこの旨を通知し、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

5 規則第23条のただし書に規定する期間は、工事完了から10年とし、助成対象行為者は、少なくともその期間、助成を受けた建築物等を保存するように努めなければならない。

6 規則第23条に定める市長の承認を受けようとする者は、都市景観形成助成物件処分承認申請書（第13号様式）により、市長に対し申請しなければならない。

7 市長は、前項の申請を承認するものと決定したときは、その旨を都市景観形成助成物件処分承認決定通知書（第14号様式）により、申請した者に通知するものとする。この場合、市長は規則第24条の規定により、期限を定めて、交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、住宅都市局長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和63年12月3日から施行する。

2 この要綱に基づく助成は、他の同種の助成と重複して適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 建築物等除却助成実施要綱（昭和63年12月3日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の都市景観形成実施要綱及び前項の規定による廃止前の建築物等除却助成実施要綱の規定により助成決定通知を受けた助成対象行為者については、この要綱による改正後の都市景観形成実施要綱の規定により助成決定通知を受けた助成対象行為者とみなす。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。